

3. 給与の状況

※現在空欄となっている類似団体・県の状況等は、国の公表後に改めて掲載します。

(1) 総括

①人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考令和3年度 の人件費率)
令和4年度	人 155,099	千円 61,425,978	千円 531,592	千円 11,020,116	% 17.9	% 18

②職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 1,033	千円 3,579,498	千円 1,250,858	千円 1,580,009	千円 6,410,365	千円 6,206	千円 —

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。

3 任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を除いた職員数は1,016人です。

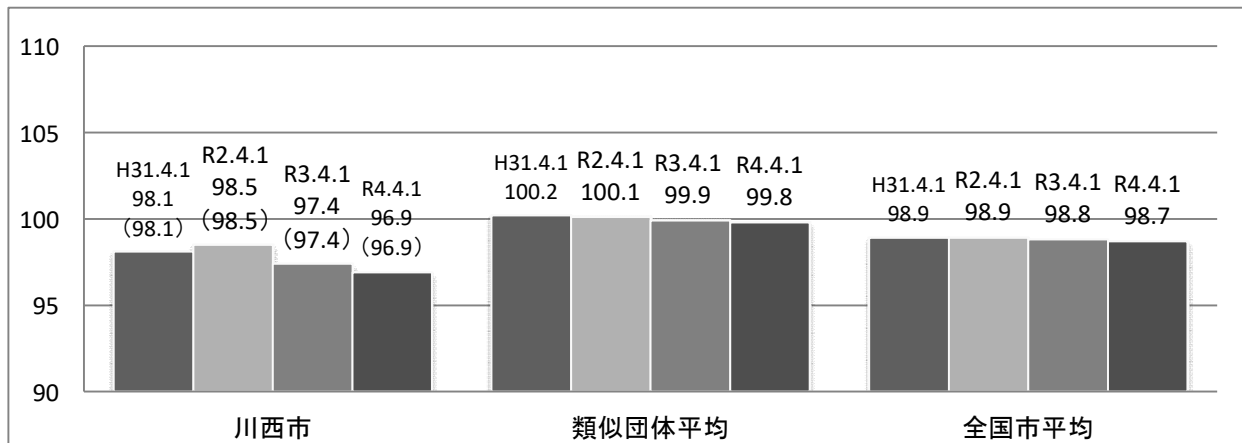
③特記事項

年 度	特 別 職	一 般 職
平成10年度		・部長・室長職の管理職特別勤務手当の支給凍結（R3.12まで）
平成12年度		・課長職の管理職特別勤務手当の支給凍結（R3.12まで）
平成14年度	・給料及び報酬の減額（平成18年度まで） 市長 : 10%減額 助役 : 7%減額 収入役等 : 5%減額 議員 : 5%減額	
平成15年度	・期末手当の減額（平成18年度まで）	・給料の減額（平成18年度まで） 部長・室長職 : 4%減額 課長・課長補佐職 : 3%減額 主査職以下 : 2%減額 ・課長職以上の期末勤勉手当の減額（平成18年度まで） ・旅費の見直し
平成18年度		・特殊勤務手当の抜本的な見直し ・通勤手当の見直し ・退職時特別昇給の廃止 ・職員互助会負担金の削減

平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（平成26年度まで） <ul style="list-style-type: none"> 市長：20%減額 副市長：15%減額 教育長等：10%減額 期末手当の減額幅を拡大 退職手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> 市長：50%相当額を減額（平成30年10月まで） 副市長：15%相当額を減額（平成22年6月まで） 	<ul style="list-style-type: none"> 期末勤勉手当の減額幅を拡大対象者についても全職員とする 課長職以上の管理職手当を10%減額（継続中） 課長補佐職の管理職手当を10%減額（平成24年6月まで） 課長補佐職の管理職特別勤務手当の支給凍結（平成24年6月まで）
平成20年度		<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 部長・室長職：3.9%減額 課長・課長補佐職：2.9%減額 主査職以下：1.9%減額 課長職以上の期末勤勉手当の減額
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 地域手当の削減（10%→8%） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 部長・室長職：3%減額 課長・課長補佐職：2%減額 主査職以下：1%減額 地域手当の削減（10%→8%）
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 地域手当の削減（8%→6%） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域手当の削減（8%→6%） 給料及び管理職手当の減額（12月から） <ul style="list-style-type: none"> 55歳を超える課長補佐職相当以上の職員：1.5%減額（平成29年3月まで）
平成23年度		
平成24年度		<ul style="list-style-type: none"> 住居手当その他区分の廃止（6,500円→0円）
平成25年度		<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 部長・室長職：5%減額（平成25年7月から平成28年6月まで） 課長・課長補佐職：3%減額（平成25年7月から平成28年6月まで） 主査職以下：2%減額（平成25年7月から平成28年3月まで）
平成26年度		
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（平成30年3月まで） <ul style="list-style-type: none"> 市長：18%減額 副市長：13%減額 教育長等：8%減額 	
平成29年度		<ul style="list-style-type: none"> 住居手当持ち家区分の減額 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度：10,500円 平成29年度：8,400円 平成30年度：6,300円 令和元年度：4,200円 令和2年度：2,100円 併せて、償還金のある者への2,500円加算の新規認定を廃止

平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（令和5年1月から減額率変更） <ul style="list-style-type: none"> 市長 : 15%減額 副市長 : 10%減額 教育長等 : 5%減額 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 部長職 : 3.5%減額 副部長・課長職 : 3%減額 課長補佐職 : 2.5%減額 （平成30年4月から令和5年3月まで） ・住居手当持ち家区分の廃止 <ul style="list-style-type: none"> 【経過措置】 令和元年度 : 4,200円 令和2年度 : 2,100円 令和3年度以降 : 廃止 ・住居手当貸貸区分上限額の減額 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度 : 30,000円 令和元年度 : 27,000円
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当の減額（令和5年度まで） ・給料の減額（令和元年9月から令和元年11月まで） <ul style="list-style-type: none"> 市長 : 15%減額した額から更に20%減額 副市長 : 10%減額した額から更に20%減額 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤勉手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> 課長補佐職相当以上の職員 : 令和5年度まで 主査職相当以下の職員 : 令和元年度
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続中）（令和2年7月から令和2年12月まで） <ul style="list-style-type: none"> 市長 : 15%減額した額から更に5%減額 副市長 : 10%減額した額から更に5%減額 	
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当の減額（令和3年12月） <ul style="list-style-type: none"> 市長 : 100万円減額 副市長 : 25万円減額 	
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当の減額（令和4年6月） <ul style="list-style-type: none"> 市長 : 100万円減額 副市長 : 25万円減額 ・給料の減額（令和5年1月から実施） <ul style="list-style-type: none"> 市長 : 10%減額 副市長 : 5%減額 教育長等 : 2%減額 	

④ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の 俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

⑤給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し **【実施】** 未実施

(実施時期・内容) 平成28年4月1日に、給与総額の削減やラスパイレス指数の改善を目指して給料表を平均4%引き下げることとしました。激変緩和のため、3年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しています。（平成29年3月31日に課長補佐級以上、平成30年3月31日に全ての職員について現給保障を廃止）

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準と同じ

(実施時期) 平成27年4月1日より実施しました。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は6%、給与改定後は平成27年4月に遡及し8%、平成28年4月1日時点は10%を支給しました。

	平成27年度の支給割合		平成28年度以降
	4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	7%	9%	10%
川西市の支給割合	6%	8%	10%

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川西市	41.0歳	308,380円	407,998円	373,255円
兵庫県	—	—	—	—
国	42.4歳	322,487円	404,015円	—
類似団体	—	—	—	—

イ 技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A/B
川西市	48.8歳	132人	329,588円	404,619円	376,678円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.8歳	60人	329,313円	410,275円	375,879円	廃棄物処理業従業員	—	—	—
うち学校給食員	48.3歳	37人	330,391円	400,979円	379,389円	調理士	—	—	—
うち校務員	49.0歳	17人	337,029円	414,548円	389,000円	用務員	—	—	—
兵庫県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	329,178円	—	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
川西市	6,575,807円	—	—
うち清掃職員	6,635,746円	—	—
うち学校給食員	6,583,697円	—	—
うち校務員	6,643,335円	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成30～令和2年の3ヶ年平均)
- 2 上記の賃金構造基本統計調査の内容は、毎年6月における5人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象とし、その対象となる労働者についても、本市の数値には含んでいない臨時的任用を含めた数値となっているため単純な比較はできません。
- 3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較についても、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 4 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

ウ 教育職（幼稚園）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川西市	44.2歳	321,772円	394,889円
兵庫県	—	—	—
類似団体	—	—	—

エ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川西市	36.0歳	296,554円	402,820円	367,723円
兵庫県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

②職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		川西市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	193,500円	—	185,200円
	高校卒	163,000円	—	154,600円
技能労務職	高校卒	155,600円	—	151,900円
	中学卒	—	—	—
教育職 (幼稚園)	大学卒	196,600円	—	—
	高校卒	—	—	—
消防職	大学卒	206,200円	—	—
	高校卒	175,100円	—	—

(注) 技能労務職の初任給は卒業後、直ちに採用される場合の内容です。

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,252円	353,080円	368,050円	412,675円
	高校卒	228,600円	299,933円	—	392,000円
技能労務職	高校卒	207,400円	269,700円	331,441円	342,357円
	中学卒	—	—	—	—
教育職 (幼稚園)	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
消防職	大学卒	281,166円	383,100円	393,300円	—
	高校卒	240,700円	338,500円	—	—

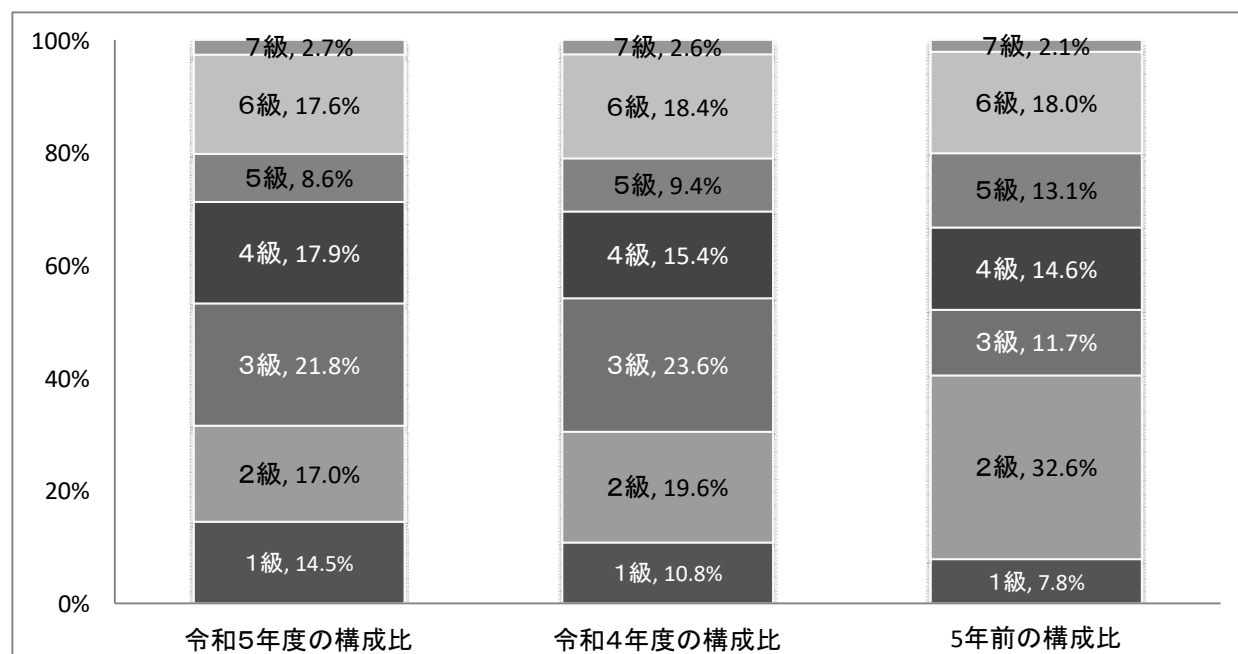
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	14人	2.7%	398,200円	468,300円
6級	副部長及び課長	92人	17.6%	345,000円	441,400円
5級	課長補佐	45人	8.6%	315,100円	400,600円
4級	主査	94人	17.9%	233,700円	370,400円
3級	主任	114人	21.8%	205,900円	340,700円
2級	主事	89人	17.0%	171,600円	300,800円
1級	事務員又は技術員	76人	14.5%	148,700円	246,400円
計		524人	100.0%		

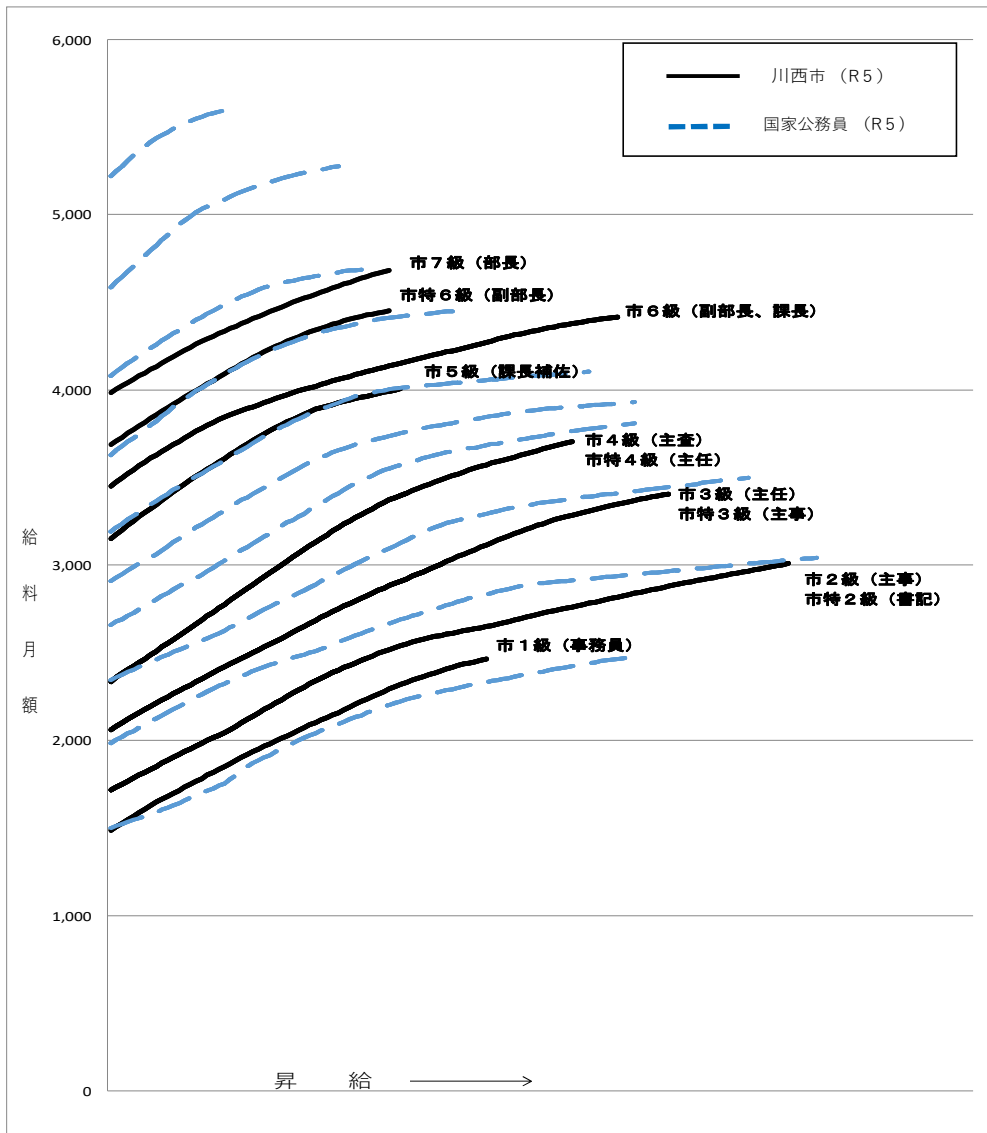
(注) 1 川西市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



②国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）

（百円）



③昇給への勤務成績の反映状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
イ 人事評価を活用している		○		○
活用している成績率				
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率	○	○	○	○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

川西市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,545千円	1人当たり平均支給額（令和4年度）	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 2.0 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 0.0～18.0%（6月） 0.0～18.0%（12月）	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ・管理職加算	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ・管理職加算

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）			○	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

②退職手当（令和4年4月1日現在）

川 西 市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給はなし)					
1人当たり平均支給額	2,105千円	22,831千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（令和5年4月1日現在）

支 給 実 績（令和4年度決算）			387,303千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			373,484円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
川西市内全域	10%	1,037人	10%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			96.9% (96.9%)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準)に基づく地域手当支給基準)により算出。)

④特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支 給 実 績（令和4年度決算）		34,880千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		79,818円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度決算）		42.3%		
手当の種類（手当数）		8種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	税務職員	市税の滞納繰越分徴収事務に従事した職員（同一税目を1件とする。）	0千円	1件100円
		市税の滞納処分事務に従事した職員	25千円	日額300円
	右の業務に従事した職員	感染症の防疫(救護処理作業をいう。)に従事した職員	0千円	1回250円
	診療放射線技師	保健センターに勤務する職員で、放射線を人体に照射する業務に従事したもの(診療放射線技師)	170千円	日額250円
	保健センター勤務職員 (診療放射線技師を除く。)	保健センターに勤務する職員で、放射線を人体に照射する業務に従事したもの(その他の職員)	5千円	日額130円
	環境衛生課職員	狂犬病予防注射に従事した職員	0千円	日額250円

危険手当	消防職員	結核精神病患者移送の業務に従事した職員	3千円	1件250円
	土木部職員	土木部に所属する職員で道路維持作業又は自転車等撤去作業に従事したものと及び土木部公園緑地課に所属する職員で葉刈り等の作業に従事したもの（汚泥運搬・処理業務を除く。）	129千円	日額500円
	消防職員	高所作業に従事した職員	49千円	1回130円
	消防職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事した職員	7千円	日額250円
	右の業務に従事した職員	酸素欠乏危険作業主任者の業務に従事した職員（酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号)の規定に基づき酸素欠乏危険作業主任者に選任された者に限る。）	0千円	日額300円
	消防職員	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保持するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員	6千円	日額3,000円
	消防職員	上記の内、患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業、または患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業に従事した職員	5,812千円	日額4,000円
病死取扱手当	福祉事務所職員	病死人の取扱作業に従事した職員（福祉事務所に勤務する者及び腐乱死体等の取扱いをした者に限る。）	2千円	1件700円
出動手当	消防職員	水火災の現場に30分以上出動し、防御鎮圧に従事した職員（機関員は、1当務につき200円を加算する。）	1,849千円	1回300円
	救急救命士	救急現場に出動し、救護収容作業に従事した職員（救急救命士。機関員は、1当務につき200円を加算する。）	4,906千円	1回250円
	消防職員（救急救命士を除く。）	救急現場に出動し、救護収容作業に従事した職員（その他の職員。機関員は、1当務につき200円を加算する。）	1,201千円	1回130円
	右の業務に従事した職員	防災指令に基づき緊急に出動して業務に従事した職員（帰宅後の再出動に限る。）	152千円	日額500円
夜間特殊勤務手当	消防職員	消防職員で、午後10時から翌日午前5時までの間の通信受付等の業務に従事したもの（隔日勤務に従事する者に限る。）	258千円	1勤務300円
	土木部職員	夜間工事監督のため、午後10時から翌日午前5時までの深夜時間帯を含む勤務に従事した職員（3時間以上従事したときに限る。）	0千円	1回1,000円
	養護老人ホーム職員	養護老人ホームに勤務する職員で、午後10時から翌日午前5時までの間に業務に従事したもの	0千円	日額300円

業務手当	福祉事務所職員	要保護家庭実態調査及び面接の業務に従事した職員（福祉事務所に勤務する者に限る。）	820千円	日額200円
	土木部職員	用地取得折し業務に従事した職員	34千円	日額170円
	作業長、車両長	作業長及び車両長の業務に従事した職員（管理職手当を支給されている者を除く。）	798千円	月額9,500円
	班長	班長の業務に従事した職員	1,309千円	月額5,500円
	整備管理主任	整備管理主任の業務に従事した職員（整備管理主任として任命された者に限る。ただし、管理職手当を支給される者を除く。）	0千円	月額4,000円
	建築主事	建築主事の業務に従事した職員（建築主事として任命された者に限る。）	180千円	月額5,000円
	美化推進課職員	死獣処理業務に従事した職員	254千円	1件200円
	環境衛生課職員	死獣処理業務に従事した職員（火葬業務に従事したとき。）	0千円	日額200円
	美化推進課職員	市民環境部美化推進課及び土木部道路管理課に所属する職員で、ごみ又は汚泥の運搬・処理業務に従事したもの	13,871千円	日額950円
	環境衛生課職員	環境衛生消毒及び産汚物収集業務に従事した職員	5千円	日額850円
環境衛生課職員	火葬場業務に従事した職員	0千円	1体570円	
公物管理手当	総務課職員、土木部職員	公有財産管理業務のうち、直接相手方との権利関係に介入する業務に従事した職員（3時間以上従事したときに限り、用地取得折し業務手当とは併給しない。）	21千円	日額130円
年末年始特別勤務手当	美化推進課職員、消防職員	12月29日から翌年の1月3日までの間に勤務に従事した職員（3時間以上従事したときに限る。）	3,005千円	日額5,000円

⑤時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	247,070千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	321千円
支給実績（令和3年度決算）	280,852千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	381千円

（注）職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

⑥その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	○配偶者：6,500円 ○子：10,000円 ○扶養親族1人につき：6,500円 ○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は各5,000円加算	同 じ		109,061千円	229,121円
住居手当	○借家居住者：家賃額に応じ：0～28,000円	同 じ		69,551千円	272,753円
通勤手当	○交通機関利用者：運賃等相当額支給(最高支給限度額は55,000円) ○交通用具利用者：通勤距離が片道2km以上の区分に応じ3,500円～32,800円	一部異なる	○交通機関利用者：国と同じ ○交通用具利用者：国は通勤距離の区分に応じ2,000円～24,500円	108,257千円	119,754円
管理職手当	部長職：76,500円 副部長職：64,800円 課長職：56,250円 課長補佐職 53,500円 主査職：45,500円	異なる	国は、役職に応じ46,300円～139,300円	154,932千円	627,258円
休日勤務手当	国民の祝日に関する法律等による休日の勤務に対し135～160%の時間給を支給	同 じ		60,315千円	173,320円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により国民の祝日に関する法律等による休日の勤務及び休日以外の深夜の勤務に対し支給 ○休日 部長・副部長：日額8,000円 課長・課長補佐職：日額6,000円 主査職：日額4,000円 ※6時間を超える勤務は上記日額の150/100を支給 ○休日以外の深夜 上記日額の50/100を支給	異なる	国は、役職に応じ6,000円～18,000円	10,221千円	52,586円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員には、その勤務1回につき4,400円。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、2,200円とする。	同 じ		0千円	0円
児童手当	中学校第3学年の年度末までの子を扶養している場合月5,000円～15,000円	同 じ		69,000千円	204,142円

(5) 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		支給額	減額措置前	(参考) 類似団体における最高 / 最低額
給料	市長	883,800円	(982,000円)	
	副市長	756,200円	(796,000円)	
報酬	議長	701,000円	—	
	副議長	629,000円	—	
	議員	570,000円	—	
年収	市長	15,943,751円	(18,665,856円)	
	副市長	13,641,847円	(15,130,368円)	
	議長	11,755,770円	(12,197,400円)	
	副議長	10,548,330円	(10,944,600円)	
	議員	9,558,900円	(9,918,000円)	
期末手当	市長	(令和4年度支給割合) 4.35月分		
	副市長			
	議長	(令和4年度支給割合) 4.4月分		
	副議長			
	議員			
退職手当		算定方式	1期の手当額	支給時期
	市長	883,800×在職月数×0.4 (982,000×在職月数×0.4)	16,968,960円 (18,854,400円)	任期毎
	副市長	756,200×在職月数×0.24 (796,000×在職月数×0.24)	8,711,424円 (9,169,920円)	任期毎
	備考			

(注) 1 給料、報酬及び退職手当の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

①水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

①人件費の状況（水道事業会計決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 04年度の 総費用に占める 職員給与費比率
04年度	千円 2,984,403	千円 193,806	千円 180,003	% 6.0	% 6.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

②職員給与費の状況（水道事業会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
04年度	人 37	千円 116,907	千円 31,231	千円 54,587	千円 202,725	千円 5,479	

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

(イ) 特記事項

2 給与の状況、(1) 総括、③特記事項、ア給与削減等の取り組み状況を参照して下さい。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
川西市	37.4歳	296,254円	465,588円
団体平均	—	—	—
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

川西市水道事業会計		川 西 市	
1人当たり平均支給額 (04年度) 1,476千円		1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,545千円	
(04年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95) 月分		(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 0.0~18.0% (6月) 0.0~18.0% (12月)		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 0.0~18.0% (6月) 0.0~18.0% (12月)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

川西市水道事業会計			川 西 市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算)
(退職時特別昇給はなし)			(退職時特別昇給はなし)		
1人当たり平均支給額	0千円	9,825千円	1人当たり平均支給額	2,105千円	22,831千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (04年度決算)			12,382千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (04年度決算)			334,649円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
川西市内全域	10%	37人	10%

(エ) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (04年度決算)			373千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (04年度決算)			19,632円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (04年度決算)			51.4%	
手当の種類 (手当数)			5種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (04年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納処理手当	経営企画課職員	滞納等に係る水道料金及び下水道使用料を徴収したとき。ただし、1月当たりの支給額は、3,000円を超えない範囲で支給するものとする。	0千円	1件30円
夜間勤務手当	水道技術課職員 浄水課職員	夜間(午後10時から翌日午前5時までをいう。)に工事現場等に3時間以上出勤した職員。ただし、水防災害指令により出勤した場合は、この限りでない。	25千円	1回1,000円
	浄水課職員	久代浄水場に勤務する職員で午後10時から翌日の午前5時までの深夜時間帯を含む16時間勤務に従事したとき。	0千円	1勤務1,000円
出動手当	水道技術課職員 給排水設備課職員	非常若しくは緊急の必要のため、正規の勤務時間(以下この項において「勤務時間」という。)外又は勤務時間から引き続き2時間以上の勤務時間外の出動をしたとき及び勤務時間外の出動態勢をとるよう命を受けたとき。ただし、水防災害指令により出勤した場合は、この限りでない。	348千円	1回800円
年末年始特別勤務手当	浄水課職員	12月29日から翌年の1月3日までの間に3時間以上勤務に従事したとき。	0千円	1勤務5,000円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (04年度決算)		3,286千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (04年度決算)		110千円
支給実績 (03年度決算)		4,517千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (03年度決算)		156千円

(注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含みます。

(注) 2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (〇年度決算) と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) です。

(カ) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (04年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (04年度決算)
扶養手当	○配偶者：6,500円 ○扶養親族1人につき：10,000円 ○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は各5,000円加算	同 じ		2,249千円	173,000円
住居手当	○借家居住者：家賃額に応じ：11,000～28,000円 ○自宅居住者：0円 ○当該住居の償還金を支払っている場合にあつては8年間に限り：0円	同 じ		4,562千円	304,133円
通勤手当	○交通機関利用者：運賃等相当額支給(最高支給限度額は55,000円) ○交通用具利用者：通勤距離が片道2km以上の区分に応じ3,500円～32,800円	同 じ		4,030千円	118,529円
管理職手当	局長職：76,500円 副局長職：64,800円 課長職：56,250円 課長補佐職 53,500円	同 じ		3,873千円	645,500円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により国民の祝日に関する法律等による休日の勤務に対し支給 部長・副部長：日額8,000円 課長・課長補佐職：日額6,000円	同 じ		76千円	25,333円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員には、その勤務1回につき4,200円。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、2,100円とする。	同 じ		0千円	0円
児童手当	中学校第3学年の年度末までの子を扶養している場合月5,000円～15,000円	同 じ		2,080千円	260,000円

②下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

①人件費の状況（下水道事業会計決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 03年度の 総費用に占める 職員給与費比率
04年度	千円 3,078,136	千円 509,234	千円 199,388	% 6.5	% 6.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

②職員給与費の状況（下水道事業会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
04年度	人 31	千円 114,734	千円 35,501	千円 52,232	千円 202,467	千円 6,531	千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

(イ) 特記事項

2 給与の状況、(1) 総括、③特記事項、ア給与削減等の取り組み状況を参照して下さい。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
川西市	43.7歳	355,718円	544,267円
団体平均			
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

川西市下水道事業会計	川西市
1人当たり平均支給額 (04年度) 1,685千円	1人当たり平均支給額 (04年度) 1,545千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 0.0~18.0% (6月) 0.0~18.0% (12月)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 0.0~18.0% (6月) 0.0~18.0% (12月)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

川西市下水道事業会計			川西市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算)	
(退職時特別昇給はなし)			(退職時特別昇給はなし)		
1人当たり平均支給額	—	23,908千円	1人当たり平均支給額	2,105千円	22,831千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (04年度決算)			12,723千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (04年度決算)			410,420円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
川西市内全域	10%	31人	10%

(エ) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (04年度決算)		147千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (04年度決算)		14千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (04年度決算)		35.5%		
手当の種類 (手当数)		5種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (04年度決算)	左記職員に対する 支給単価
滞納処理手当	経営企画課職員	滞納等に係る水道料金及び下水道使用料を徴収したとき。ただし、1月当たりの支給額は、3,000円を超えない範囲で支給するものとする。	0千円	1件30円
夜間勤務手当	下水道技術課職員	夜間(午後10時から翌日午前5時までをいう。)に工事現場等に3時間以上出動した職員。ただし、水防災害指令により出動した場合は、この限りでない。	0千円	1回1,000円
出動手当	下水道技術課職員	非常若しくは緊急の必要のため、正規の勤務時間(以下この項において「勤務時間」という。)外又は勤務時間から引き続き2時間以上の勤務時間外の出動をしたとき及び勤務時間外の出動態勢をとるよう命を受けたとき。ただし、水防災害指令により出動した場合は、この限りでない。	52千円	1回800円
業務手当	雨水汚水ポンプ場職員	汚泥の運搬・処理業務に従事したとき。	95千円	1日950円
年末年始特別勤務手当	下水道技術課職員	12月29日から翌年の1月3日までの間に3時間以上勤務に従事したとき。	0千円	1勤務5,000円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (04年度決算)	6,998千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (04年度決算)	334千円
支給実績 (03年度決算)	7,020千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (03年度決算)	293千円

(注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含みます。

(注) 2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (〇年度決算) と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) です。

(カ) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (04年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (04年度決算)
扶養手当	○配偶者：6,500円 ○扶養親族1人につき：10,000円 ○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は各5,000円加算	同 じ		4,871千円	270,611円
住居手当	○借家居住者：家賃額に応じ：11,000～28,000円 ○自宅居住者：0円 ○当該住居の償還金を支払っている場合にあつては8年間に限り：0円	同 じ		1,409千円	234,833円
通勤手当	○交通機関利用者：運賃等相当額支給(最高支給限度額は55,000円) ○交通用具利用者：通勤距離が片道2km以上の区分に応じ3,500円～32,800円	同 じ		2,707千円	108,280円
管理職手当	局長職：76,500円 技術監職：64,800円 課長職：56,250円 課長補佐職 53,500円	同 じ		6,363千円	636,300円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により国民の祝日に関する法律等による休日の勤務に対し支給 部長・副部長：日額8,000円 課長・課長補佐職：日額6,000円	同 じ		15千円	7,500円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員には、その勤務1回につき4,200円。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、2,100円とする。	同 じ		0千円	0円
児童手当	中学校第3学年の年度末までの子を扶養している場合 月5,000円～15,000円	同 じ		3,215千円	247,307円

(7) 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

①現状

ア 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員等のデータ

区分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A/B
川西市	48.8歳	132人	329,588円	404,619円	376,678円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.8歳	60人	329,313円	410,275円	375,879円	廃棄物処理業従業員	—	—	—
うち学校給食員	48.3歳	37人	330,391円	400,979円	379,389円	調理士	—	—	—
うち校務員	49.0歳	17人	337,029円	414,548円	389,000円	用務員	—	—	—
兵庫県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	329,178円	—	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
川西市	6,575,807円	—	—
うち清掃職員	6,635,746円	—	—
うち学校給食員	6,583,697円	—	—
うち校務員	6,643,335円	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成29～令和元年の3ヶ年平均)
- 2 上記の賃金構造基本統計調査の内容は、毎年6月における5人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象とし、その対象となる労働者についても、本市の数値には含んでいない臨時的任用を含めた数値となっているため単純な比較はできません。
- 3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較についても、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

イ 給料表、手当、昇給に関する事項

①給料表 技能労務職給料表

②手当 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、児童手当

③昇給基準 一般職員に準じ実施

ウ これまでの給与に関する取り組み

年 度	取 り 組 み 内 容
平成15年度	・給料の2%減額（平成18年度まで）
平成16年度	
平成17年度	
平成18年度	・退職時特別昇給の廃止 ・特殊勤務手当の抜本的な見直し
平成19年度	・給与構造改革を実施し、給料水準を平均4.8%引き下げ ・枠外昇給廃止 ・55歳昇給抑制措置の実施
平成20年度	・給料の1.9%減額
平成21年度	・給料の1%減額 ・地域手当の削減（10%→8%）
平成22年度	・地域手当の削減（8%→6%）
平成23年度	
平成24年度	・住居手当その他区分の廃止（6,500円→0円）
平成25年度	・給料の2%減額（7月から）
平成26年度	
平成27年度	
平成28年度	
平成29年度	・住居手当持ち家区分の減額 平成28年度：10,500円 平成29年度：8,400円 平成30年度：6,300円 平成31年度：4,200円 平成32年度：2,100円 併せて、償還金のある者への2,500円加算の新規認定を廃止)
平成30年度	・技能労務職給料表の導入 ・住居手当賃貸区分上限額の減額 平成30年度：30,000円 平成31年度：27,000円 ・住居手当持ち家区分の廃止 【経過措置】 平成31年度：4,200円 平成32年度：2,100円 平成33年度以降：廃止
令和元年度	・勤勉手当の減額

②基本的な考え方

今までも業務の委託化や非正規職員化を実施してきたところですが、引き続き検討していきます。

③取組状況等

平成30年度より技能労務職員に適用する技能労務職給料表を導入しました。